

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

令和5年度における指導・監査及び指定取消処分等の状況

1 指導の状況

(1) 運営指導の状況【図1、(1)第1表】

実施事業所数は49,281で、自治体の所管事業所数に対する実施率は16.1%であり、前年度よりも上昇した。

(2) 集団指導の状況【図2-1、2-2、(1)第2表】

実施自治体数は886で、全国の自治体数1,618に対する実施率は約54.8%となっている。前年度よりも、実施自治体数が増加し実施率も上昇したが、一般市区町村の半数程度が未実施となっている

2 監査及び指定取消等行政処分等の状況

(1) 監査の実施状況【図3、(1)第3表～第4表】

実施件数は1,120件で、前年度よりも減少した。監査後の対応結果をみると行政指導による改善報告を求めたケースが464件と最も多く、次いで改善勧告が247件となっている。

(2) 指定取消等行政処分等の状況

【図4-1、(1)第3表、第4表、第9表、(2)第1表、第2表】

指定取消等の行政処分は合計139件で、内訳は指定取消60件、指定の効力の一部停止64件、同全部停止15件となっている。

指定の効力の一部停止の期間は最も多いのが4～6月で36件、指定の効力の全部停止の期間は最も多いのが1～3月で10件となっている。

なお、直近5年間の指定取消・指定の効力の一部及び全部停止処分の件数については、平成30年度153件、令和元年度153件、令和2年度109件、令和3年度105件、令和4年度86件となっている。

(3) サービス種別ごとの状況【図4-2】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所がそれぞれ21件と最も多く、つづいて指定居宅介護支援事業所13件、指定通所介護事業所が10件等となっている。

なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。

(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、人員基準違反、虚偽報告、虚偽答弁、人格尊重義務違反となっている。

(1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。)

3 業務管理体制の整備に関する状況【図8、(3)第1表～第3表】

業務管理体制の確認のための検査については、一般検査は8,939件、特別検査は41件実施している。前年度よりも一般検査・特別検査ともに実施数は増加した。

一般検査の方法としては書面方式によるものが6,478(約72%)、面談方式によるものが2,461(約28%)となっている。

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する特別検査の結果をみると、改善勧告が21件となっている。

4 老人福祉法に係る指導監査の状況【図9、(4)第1表】

老人福祉法第18条に基づき、養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は278、特別監査は4、特別養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は3,154、特別監査は30となっている。

5 介護給付費の返還状況【(2)第3表】

返還額の状況について、指定取消等に伴い施設や事業所に対して令和5年度に返還を求めた額は約3億5千万円であった。返還額には、令和4年度以前に監査を実施し、令和5年度中に確定した金額が含まれている。

6 都道府県の市町村に対する指導状況【図10、(5)第1表】

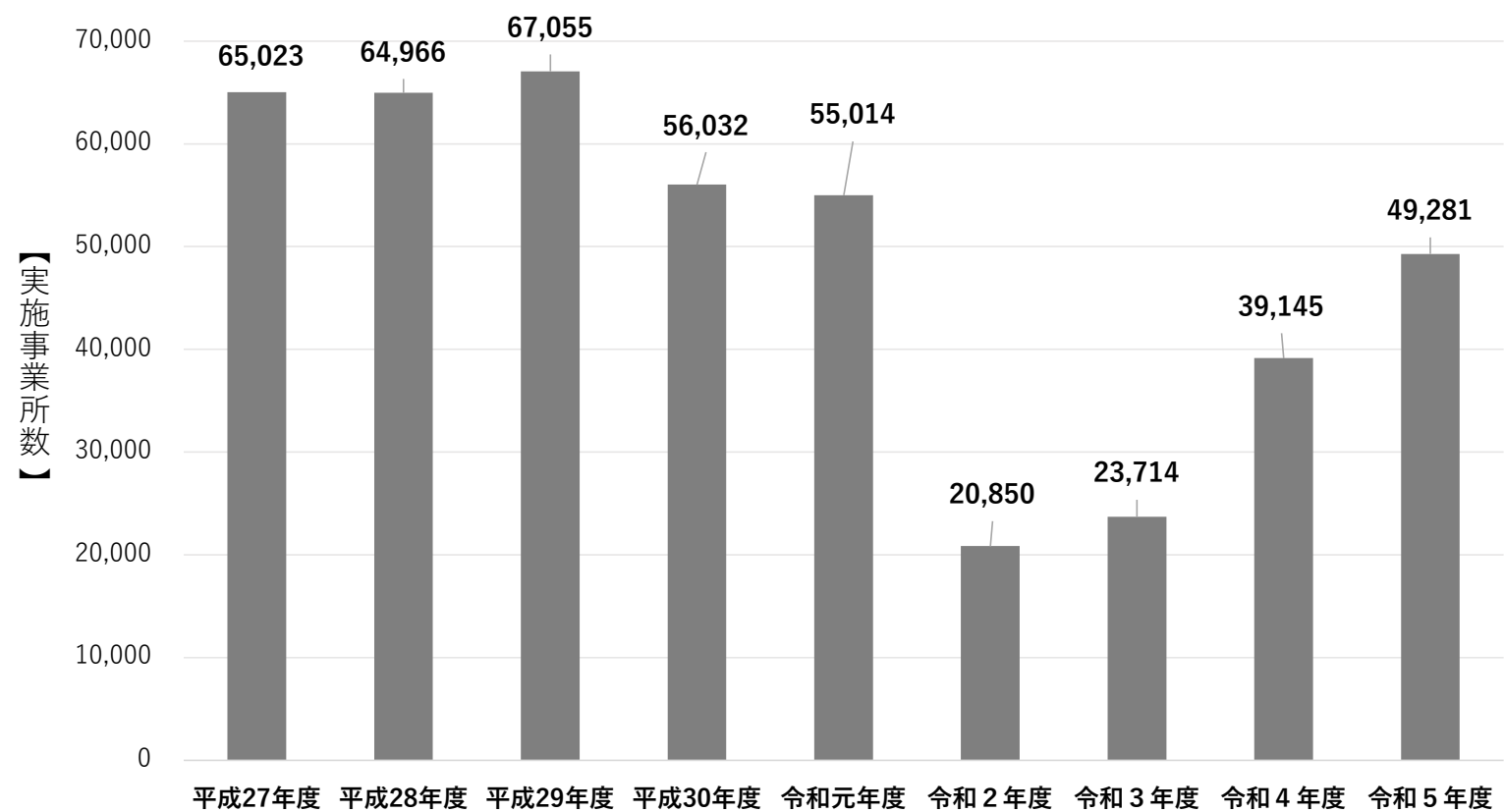
管内の市町村(指定都市、中核市を除く)に対する指導を実施した都道府県数は、集団指導は21、個別の市町村に対する事務指導は18、介護保険施設等に対する合同指導は13となっている。

全て又は一部の形態の指導を実施している都道府県がある一方で、いずれの形態の指導も実施していない県が19箇所認められる。

実施していない場合の理由としては、いずれの指導形態についても、当該年度は計画が無かったためが半数以上を占めている。

1. 運営指導の実施事業所数の年次推移 (平成27年度～令和5年度)

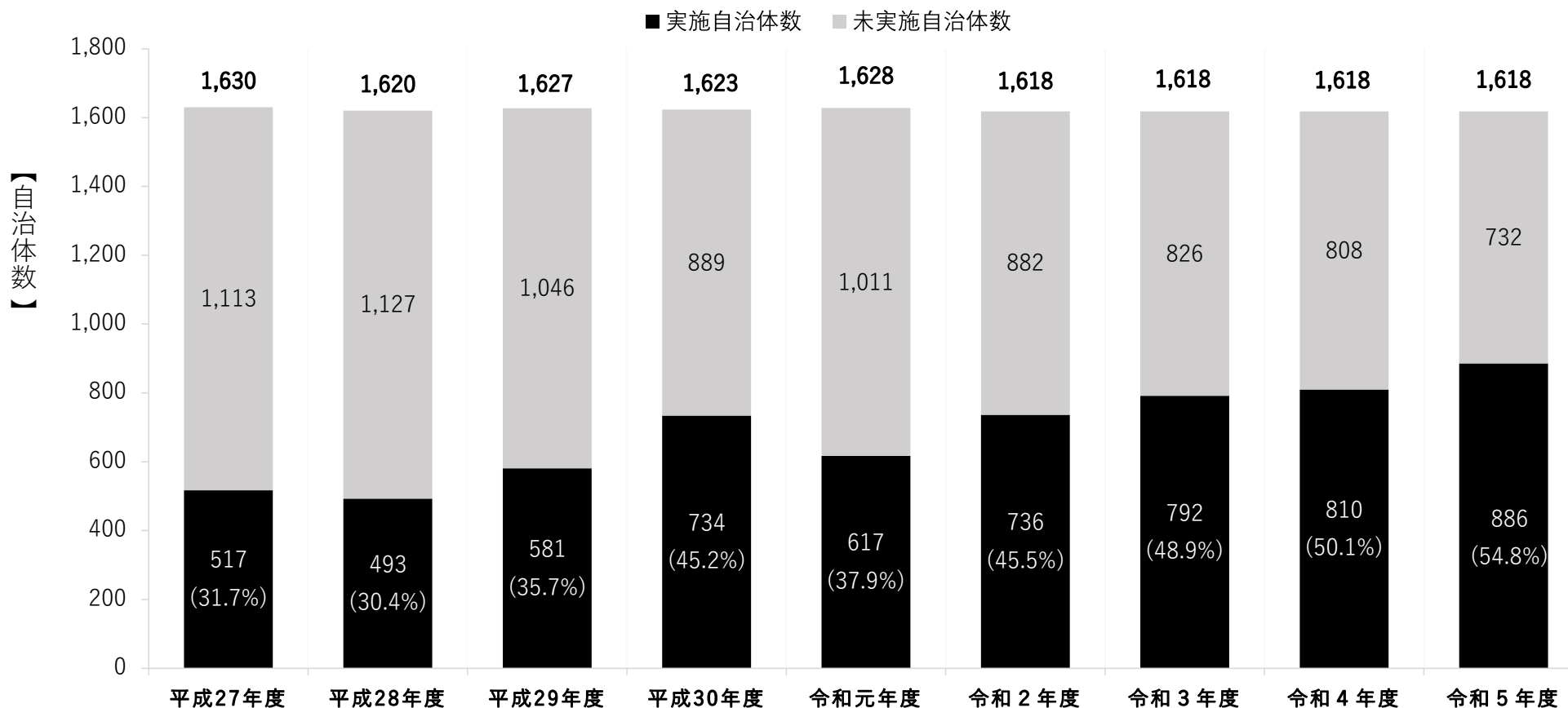
(図 1)



注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

2-1. 集団指導実施自治体数の年次推移 (平成27年度～令和5年度)

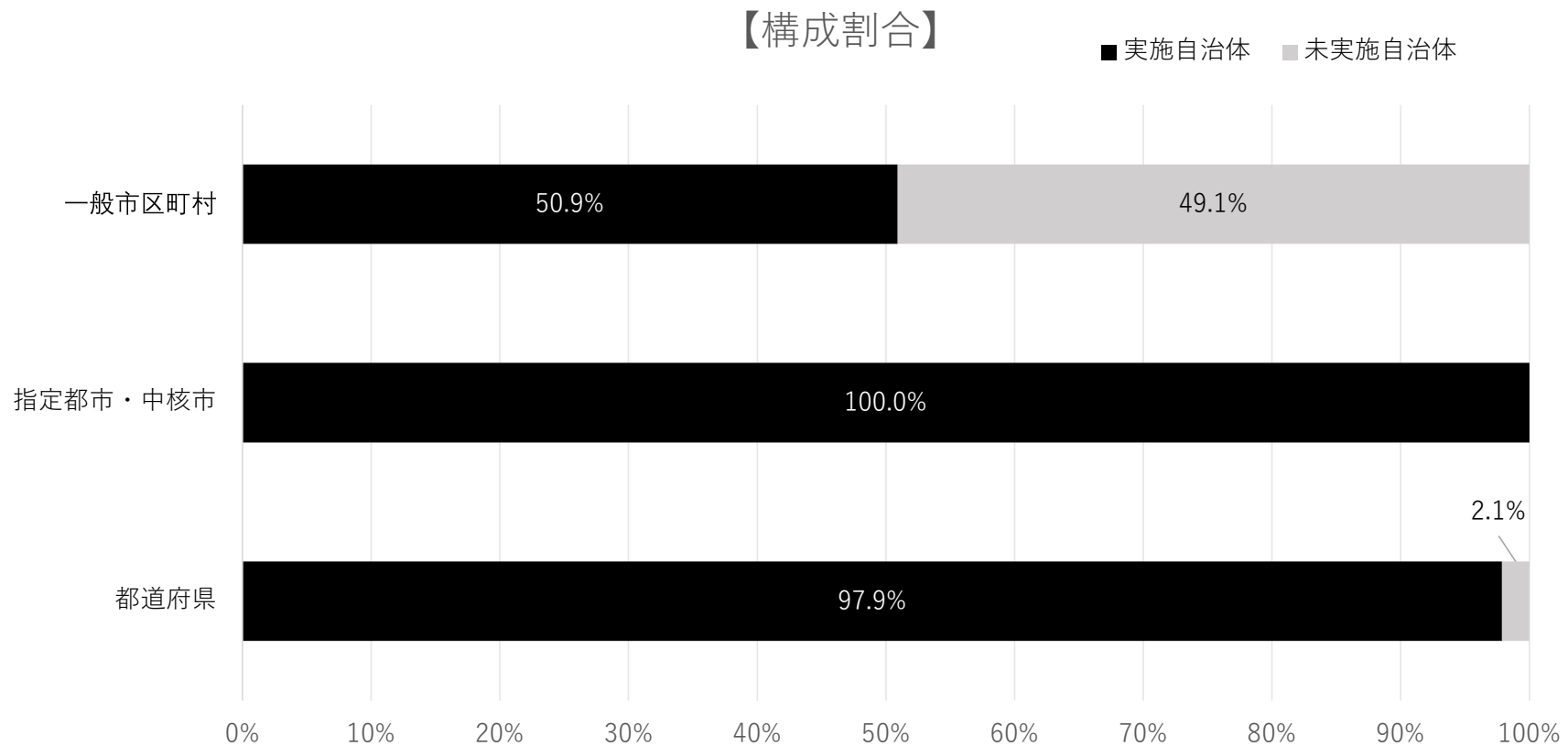
(図 2-1)



注：自治体数は都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

2-2. 都道府県、指定都市・中核市、市区町村別にみた 集団指導実施状況(令和5年度)

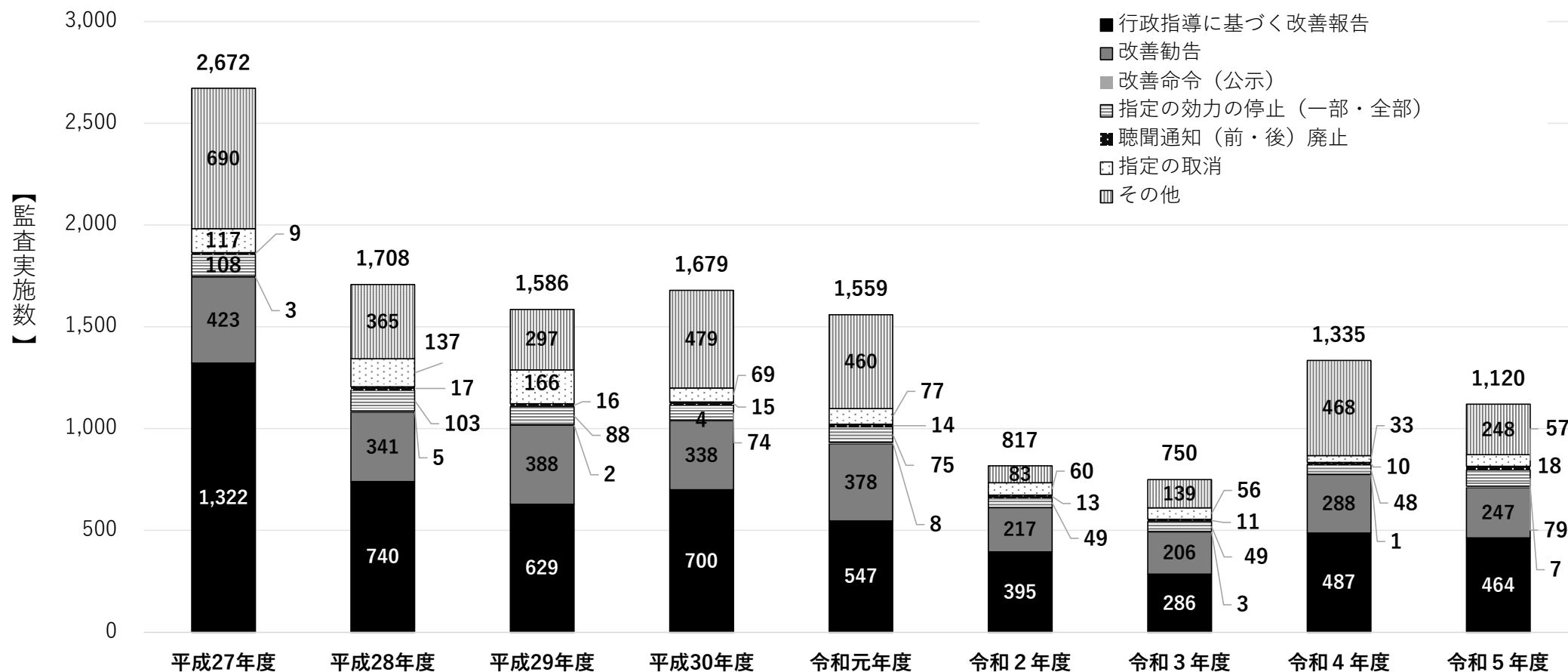
(図2-2)



注：一般市区町村、指定都市・中核市、都道府県それぞれの自治体数(広域連合を含む)を100としたときの割合である。

3. 監査実施事業所数・監査結果の年次推移 (平成27年度～令和5年度)

(図3)

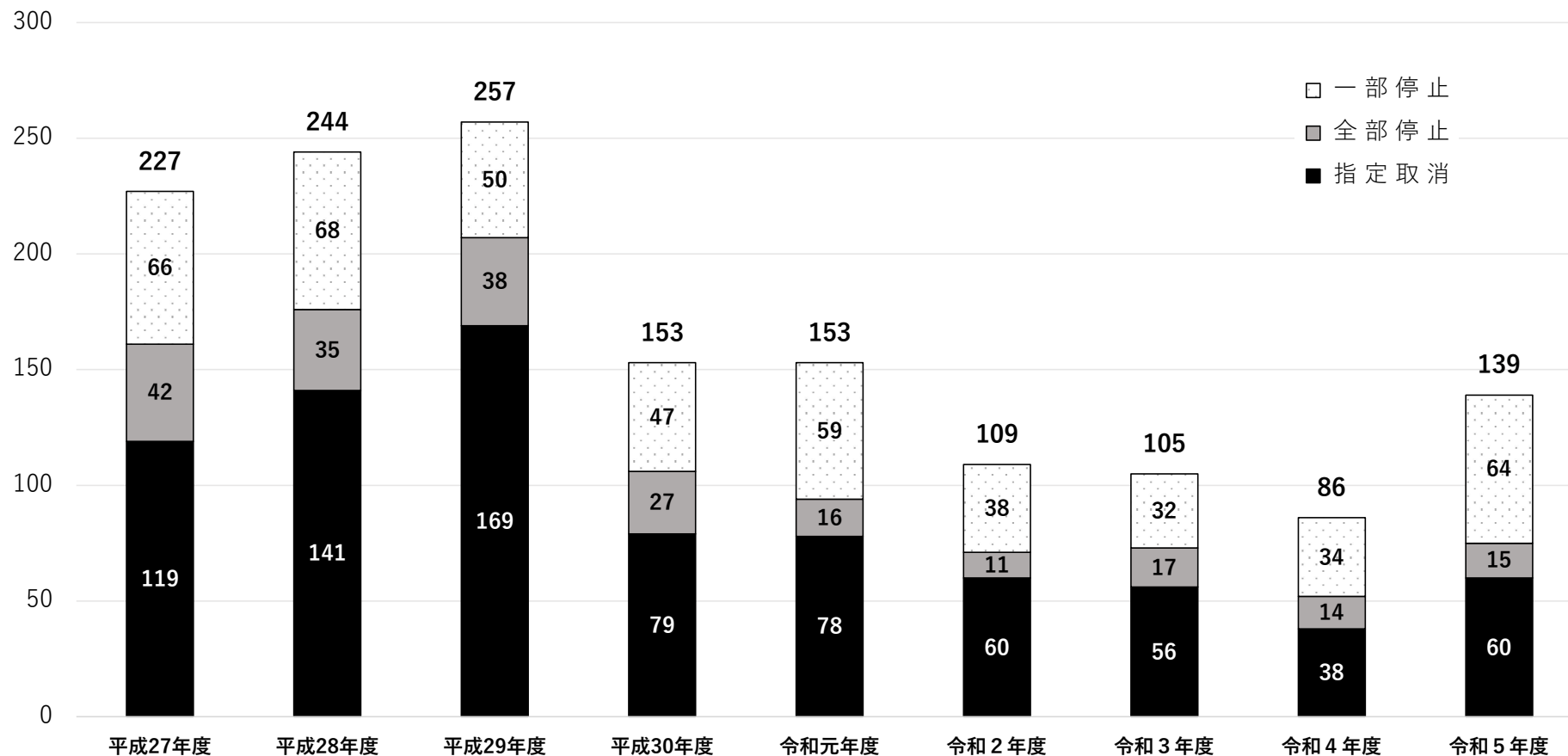


注：1) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

4-1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等数の 年次推移(平成27年度～令和5年度)

(図4-1)

【施設・事業所数】

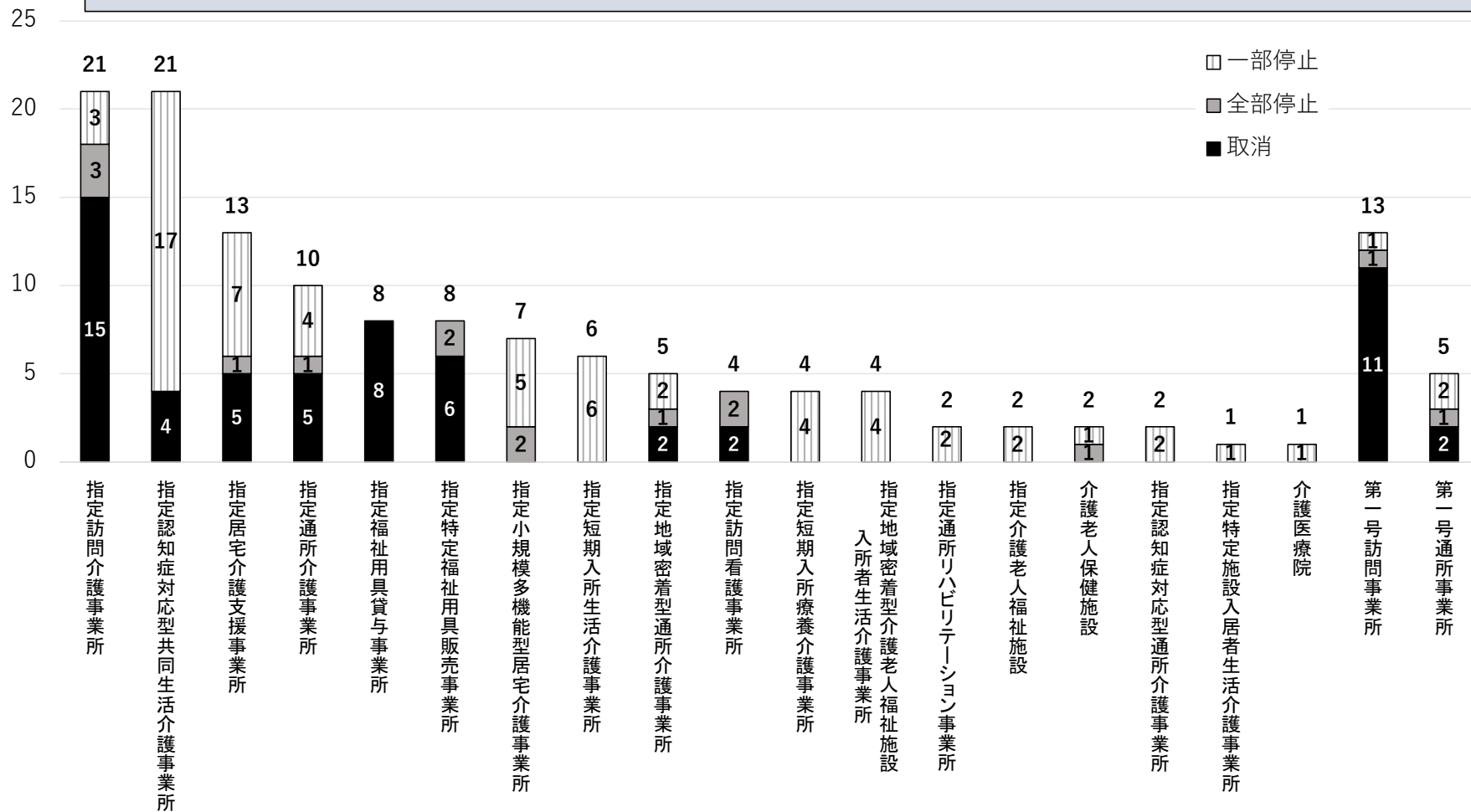


注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

4-2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【サービス別】(令和5年度)

(図 4-2)

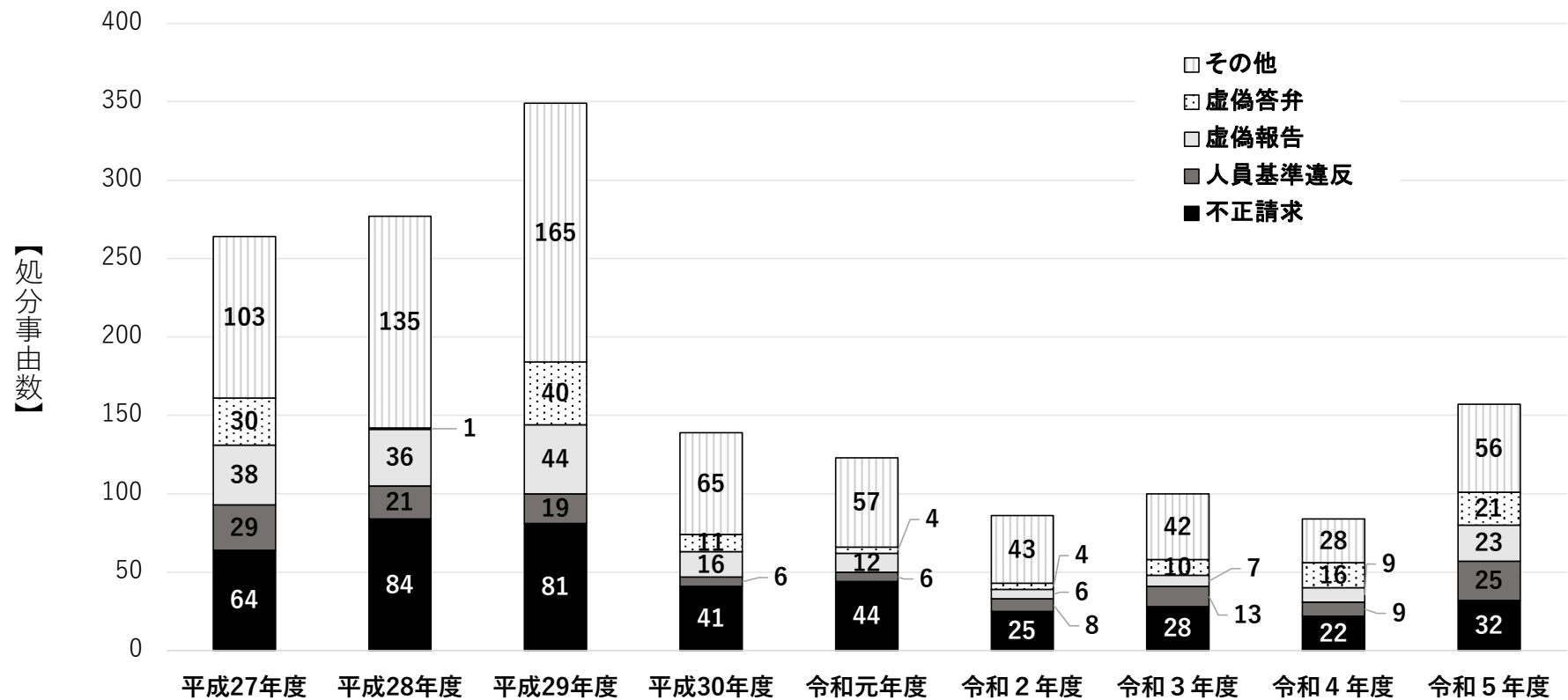
【施設・事業所数】



注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成27年度～令和5年度)

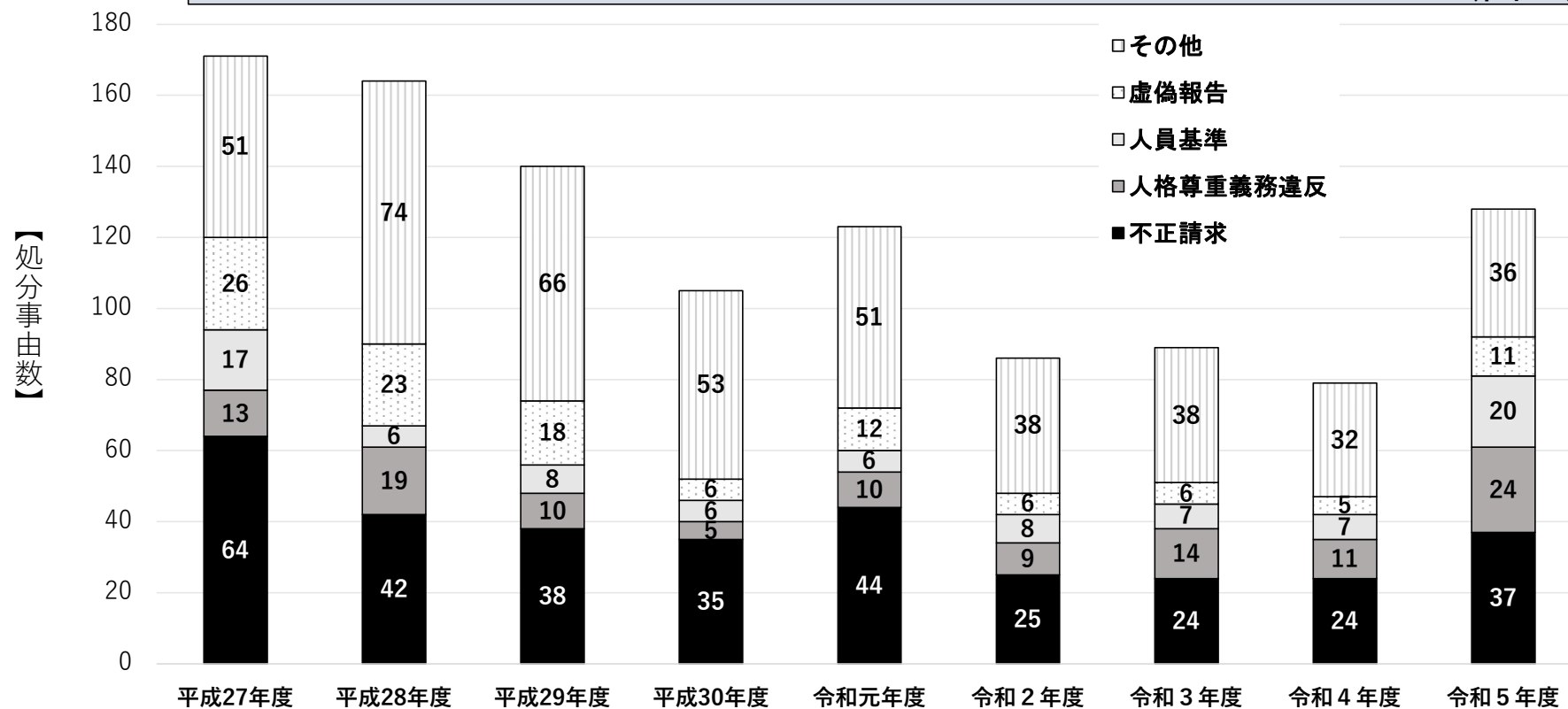
(図5)



- 注：
- 1) 処分事由は令和5年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 - 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 - 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成27年度～令和5年度)

(図6)



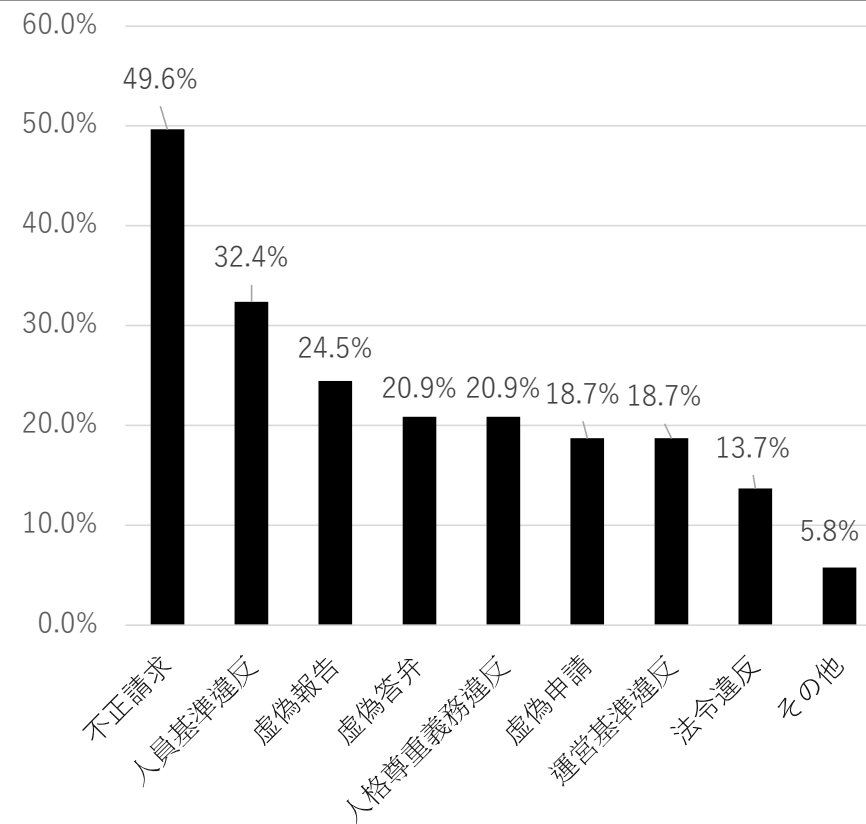
- 注： 1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 4) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

7. 処分事由の適用状況(令和5年)

(図7)

○令和5年度の指定取消・効力の停止(一部・全部)のあった139事業所のうち、約5割は不正請求で処分されている。

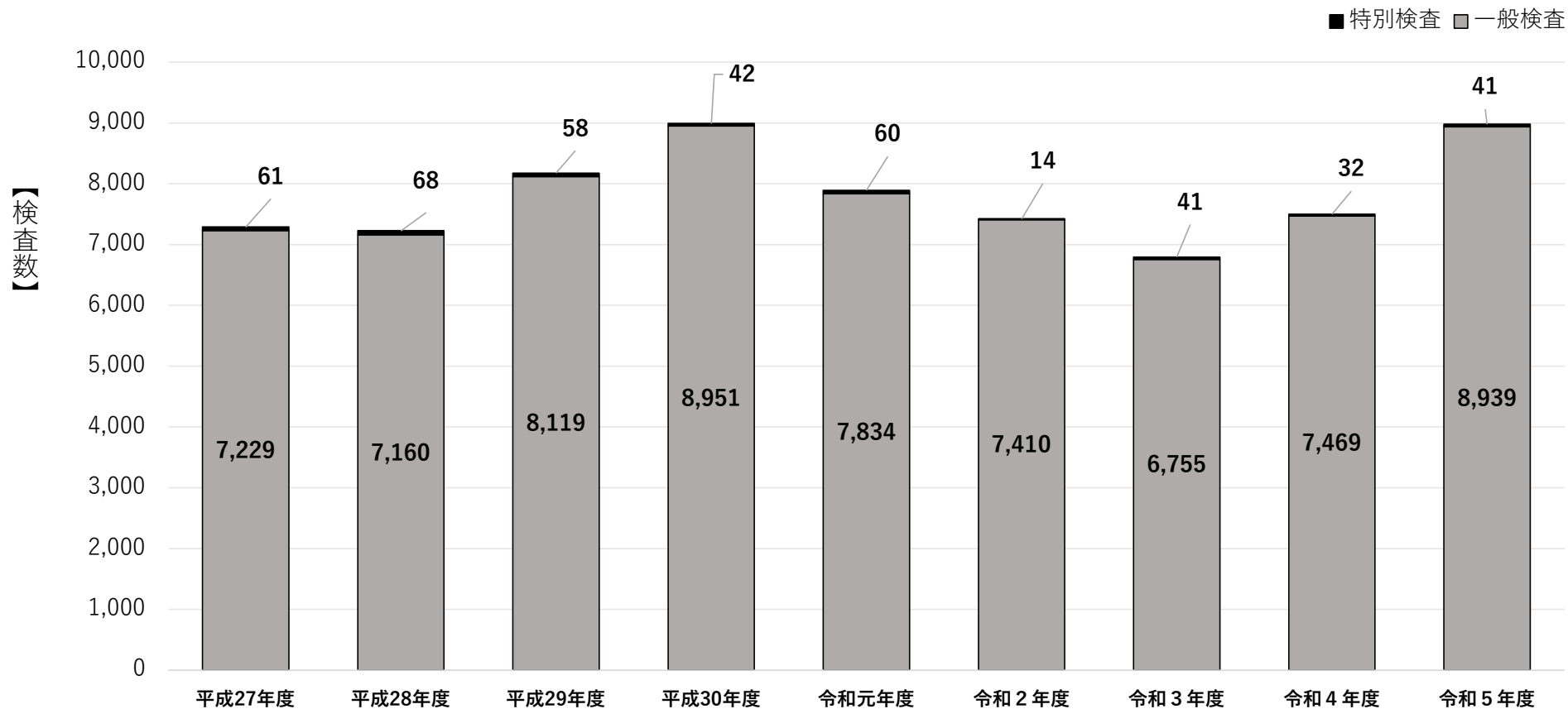
	処分事由	件数	割合	(参考) 居宅サービスの条文
1	人員基準違反	45	32.4	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	26	18.7	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	29	20.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	69	49.6	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	34	24.5	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	29	20.9	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	26	18.7	第77条第1項第9号
8	法令違反	19	13.7	第77条第1項第10号
9	その他	8	5.8	
	合計	285		



注: 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。

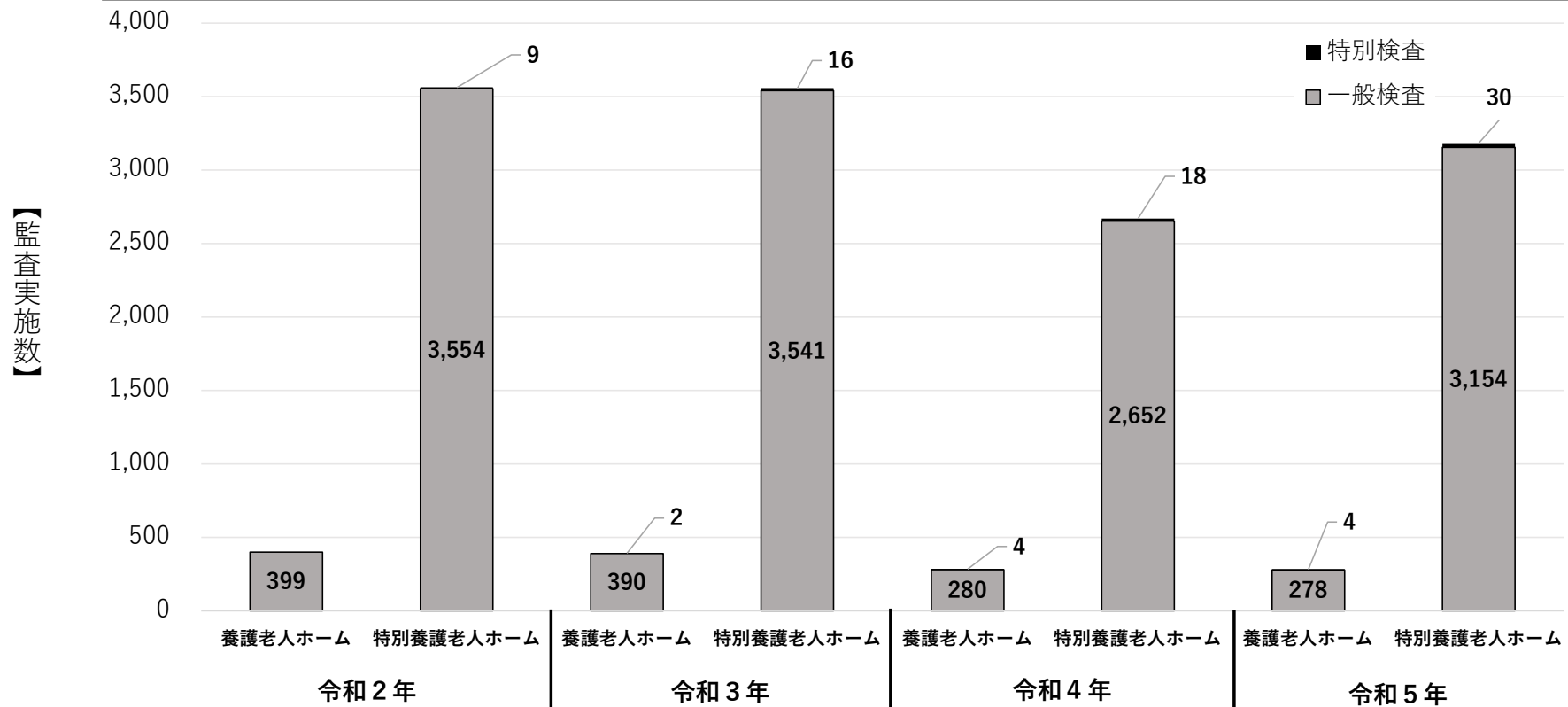
8. 業務管理体制の整備に関する一般検査・特別検査数の 年次推移(平成27年度～令和5年度)

(図 8)



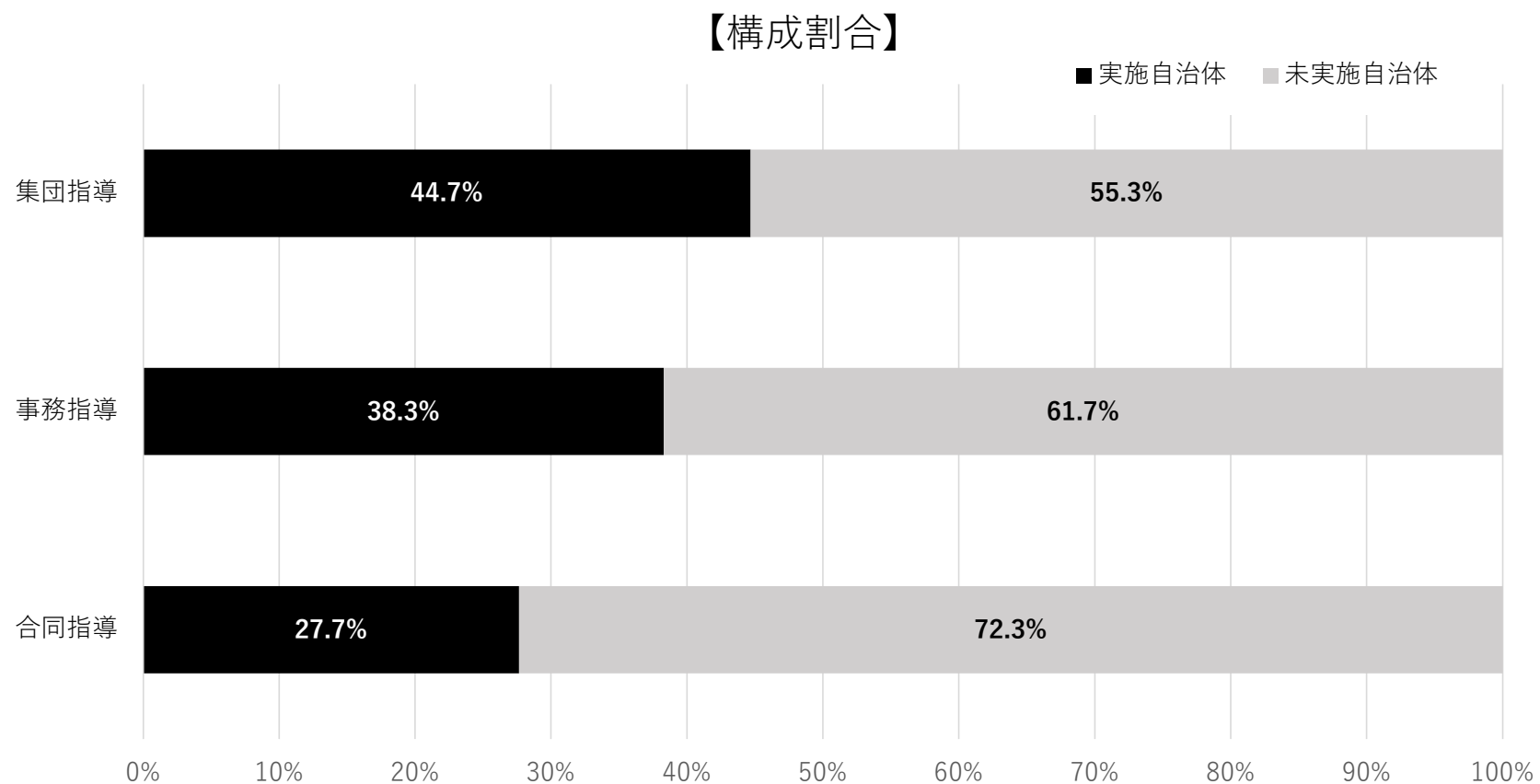
9. 老人福祉施設に対する指導監査件数 (令和2年度～令和5年度)

(図9)



10. 都道府県による市町村に対する指導の状況（令和5年度）

（図10）



(1) 令和5年度の指導・監査・指定取消等の状況

第1表 令和5年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の出席事業所数、開催回数、開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

第3表 令和5年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第4表 令和5年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第5表 令和5年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第6表 令和5年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

第7表 令和5年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第8表 令和5年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

第9表 令和5年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

第1表 令和5年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R5.4.1時点)	実施事業所数			
				うち無通告に よるもの	うち改善報告を 求めた事業所数	うち過誤調整を 指示した事業所数
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	37,624	5,327	129	2,734	429
	指定訪問入浴介護事業所	1,701	223	4	59	4
	指定訪問看護事業所	15,934	2,123	43	952	150
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	2,081	299	13	96	8
	指定居宅療養管理指導事業所	455	33	5	21	4
	指定通所介護事業所	25,085	3,904	58	1,930	328
	指定通所リハビリテーション事業所	1,695	387	24	188	25
	指定短期入所生活介護事業所	12,049	2,679	53	1,016	125
	指定短期入所療養介護事業所	1,084	400	31	150	12
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,908	1,083	6	509	63
	指定福祉用具貸与事業所	8,099	994	12	411	9
	指定特定福祉用具販売事業所	7,913	1,001	12	388	8
施設 指定 サ ー ビ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	8,502	2,381	10	1,103	223
	介護老人保健施設	4,269	1,047	6	504	109
	指定介護療養型医療施設	272	17	1	9	3
	介護医療院	779	187	1	92	25
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,575	211	1	43	3
	指定介護予防訪問看護事業所	15,913	2,025	17	848	109
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,709	251	1	71	4
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	431	28	1	13	1
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,646	355	4	123	10
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,521	2,388	13	836	86
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,030	340	4	107	7
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5,298	962	7	347	42
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,938	966	－	380	6
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,921	979	－	371	8
	指定居宅介護支援事業所	38,548	5,634	43	2,567	738
	指定介護予防支援事業所	5,197	669	9	225	11
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,436	213	－	118	14
	指定夜間対応型訪問介護事業所	236	34	－	15	3
	指定認知症対応型通所介護事業所	3,866	545	2	244	31
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,812	1,001	12	554	114
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	15,067	2,879	22	1,415	203
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	405	79	2	48	8
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,555	572	7	270	44
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,070	182	1	110	21
	指定地域密着型通所介護事業所	21,438	3,325	27	1,964	317
着 サ ー ビ ス 指 定 介 護 地 域 防 密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,504	445	2	179	20
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,182	780	7	394	59
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	14,065	2,333	18	1,078	125
合 計		306,813	49,281	608	22,482	3,509

注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	174,610	26,958	15.4
介護保険施設サービス	13,822	3,632	26.3
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	43,745	6,303	14.4
指定地域密着型サービス(予防含む)	74,636	12,388	16.6
合 計	306,813	49,281	16.1

第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の出席事業所数、開催回数、開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和5年度)

(令和5年度)														一般市区町村	
都道府県・ 指定都市・ 中核市名	集団指導の 出席事業所 数(延べ数)	集団指導の開 催回数	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)					所管 ³⁾ 自治体数	集団指導を 実施した 自治体数	
			集 合 形 式	資料配布 (紙・HP)	WEB 会議	動画 配信	その他 ¹⁾	資料をHP掲 載	資料を 郵送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ³⁾				
北海道	5,563	80	18	19	23	2	1	6	23	2	4	153	49		
青森県	2,094	21	12	7		3		7	8		2	38	18		
岩手県	1,790	23	8	5	4			4	9		1	23	10		
宮城県	3,450	32	15	13	3	2	1	10	10	1	1	34	23		
秋田県	1,365	11	1	6	2	1		4	2	1	1	21	8		
山形県	2,825	29	12	7	1	2		5	6	1	1	34	16		
福島県	1,799	9	6	3	1	1			6		1	56	8		
茨城県	1,073	31	13	4	8	2	1	4	13	1	2	43	19		
栃木県	1,343	24	12	6	1	2		8	6	1	1	24	14		
群馬県	1,011	15	6	4	2			2	4		1	33	9		
埼玉県	5,339	72	19	17	5	6		12	15	2	1	57	36		
千葉県	5,809	55	21	14	12	3	1	10	19	1	1	51	33		
東京都	15,834	61	13	16	11	13		17	10	7	6	61	35		
神奈川県	2,593	28	6	10	4	11		7	7	1	1	29	22		
新潟県	2,445	23	5	8	6	6		2	10	1		29	15		
富山県	1,396	9	2	4	2	1		1	2			8	5		
石川県	719	9	3	1	4	1	1	2	6	1	1	18	7		
福井県	1,058	6	5	1	2			2	4		1	15	5		
山梨県	1,324	30	10	15	1	4	2	8	9		3	26	23		
長野県	1,225	36	9	8	10	1		3	11	2		61	17		
岐阜県	2,143	23	11	7	5	2		5	9		1	35	19		
静岡県	4,193	50	15	8	6	4		3	13		2	33	23		
愛知県 ⁴⁾	2,946	36	19	12	9	2		11	13		4	39	28		
三重県	4,305	23	7	9	6	8	1	9	6	1	3	25	18		
滋賀県	754	18	11	4	5	2		6	9			18	15		
京都府	1,558	16	5	11	1	1		4	2			25	15		
大阪府	5,946	43	4	29		7		15	1	19	8	32	31		
兵庫県	7,211	29	14	6	6	8		7	11	2	1	36	22		
奈良県	558	11	7	4	4	1		3	6		2	38	9		
和歌山県	3,374	11	3	6	1	3		3	3	2	1	29	6		
鳥取県	124	10	4	2				1	1			16	4		
島根県	1,179	11	6	6	5		1	5	2		1	10	9		
岡山県	1,772	22	9	11		1	5	10	5	2	1	25	18		
広島県	1,948	22	4	2	11			4	4		1	20	13		
山口県	2,346	18	6	9	1	3	1	4	3	1	1	18	12		
徳島県	1,907	22	5	5	2	2		3	6	1		23	10		
香川県	1,349	10	4	2	1		1	1	2			16	5		
愛媛県	8,353	7	5	3	1			1	2		2	19	6		
高知県	797	13	8	2	1				4	2	3	29	9		
福岡県	7,194	36	11	17	2	1	1	5	11	4	5	25	25		
佐賀県	2,868	9	7	6		1		7	1	2		7	7		
長崎県	363	6	3	1	3	1		4				17	4		
熊本県	2,465	28	11	13	4	3		6	4	1	3	44	23		
大分県	515	18	8	1	5	2		3	5		1	17	11		
宮崎県	3,454	21	10	1	1	5		4	7	1	1	25	14		
鹿児島県	3,599	33	20	7	7	2		7	15	2	2	42	24		
沖縄県	1,546	8	2	3	3	2		5	2	1	3	12	6		
都道府県計			134,822	1,158	415	355	188	122	17	250	327	63	75		
(別 掲)	札幌市	2,409	1	○	○	○		○							
	仙台市	-	1		○										
	さいたま市	1,729	1		○			○							
	千葉市	1,019	1		○		○								
	横浜市	3,180	6		○		○	○							
	川崎市	4,046	2				○	○							
	相模原市	880	1		○		○	○							
	新潟市	1,402	1		○		○	○			○	○			
	静岡市	1,181	1		○			○							
	浜松市	2,138	1				○				○				
	名古屋市	7,080	2		○		○	○							
	京都市	8,740	1				○	○							
	大阪市	6,436	1				○	○			○				
	堺市	11,136	1		○		○						○		
	神戸市	12,033	1		○		○	○							
	岡山市	2,000	1	○				○							
	広島市	1,748	1				○	○							
	北九州市	2,888	1		○		○	○							
	福岡市	2,420	1		○			○					○		
	熊本市	1,554	1		○		○	○					○		
	指定都市計			74,019	27	2	14	1	14	-	16	-	3	4	

第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の出席事業所数、開催回数、開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和5年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名		集団指導の 出席事業所 数(延べ数)	集団指導の開 催回数	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)				
				集 合 形 式	資 料 配 布 (紙・HP)	WEB 会 議	動 画 配 信	その他 ¹⁾	資 料 をHP掲 載	資 料 を 郵 送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ²⁾	
(別 掲)	函館市	2,973	1		○								
	旭川市	463	1		○				○				
	青森市	1,342	1		○							○	
	八戸市	817	2	○	○	○			○				
	盛岡市	459	1		○				○				
	秋田市	558	2	○	○				○				
	山形市	427	1			○			○				
	福島市	806	1		○							○	
	郡山市	413	1		○				○				
	いわき市	1,037	1				○						
	水戸市	633	1			○			○			○	
	宇都宮市	385	1		○				○				
	前橋市	195	1		○				○				○
	高崎市	219	3		○			○	○				
	川越市	711	1		○				○				
	川口市	1,035	2	○	○			○	○				
	越谷市	438	1		○	○			○				
	船橋市	1,016	1		○			○	○				○
	柏市	893	1					○	○			○	
	八王子市	1,315	7					○	○				
	横須賀市	717	1					○	○				
	富山市	-	1		○				○				
	金沢市	1,683	1		○			○	○		○	○	
	福井市	317	1		○				○				
	甲府市	476	1	○	○				○				○
	長野市	374	1		○			○	○				
	松本市	342	6	○				○	○				
	岐阜市	1,807	4	○	○	○		○					
	豊橋市 (東三河広域連合)	-	1		○								
	岡崎市	334	1		○							○	
	一宮市	-	1		○								
	豊田市	518	1		○				○				
	大津市	747	1	○	○						○		
	豊中市	721	1		○			○	○				○
	吹田市	-	1					○					○
	高槻市	905	1		○			○	○				
	枚方市	688	1		○				○				
	八尾市	572	1		○							○	
	寝屋川市	664	3	○					○				○
	東大阪市	2,078	2		○			○				○	
	姫路市	-	2					○	○				
	尼崎市	901	1					○	○				
	明石市	458	3	○				○	○				
	西宮市	1,925	1		○			○	○				
	奈良市	1,575	1		○				○			○	
	和歌山市	2,561	1		○			○	○			○	○
	鳥取市	497	2	○	○			○	○				
	松江市	11,748	6	○	○		○	○	○				
	倉敷市	953	1	○					○				
	呉市	352	1	○			○		○				
福山市	826	1		○			○	○					
下関市	1,205	2		○			○	○					
高松市	1,299	1	○	○		○		○					
松山市	3,448	3	○					○					
高知市	937	4	○		○		○	○					
久留米市	739	1		○							○		
長崎市	1,318	1		○			○	○					
佐世保市	831	1		○				○					
大分市	1,640	1		○				○				○	
宮崎市	-	1		○				○					
鹿児島市	1,750	1					○	○					
那覇市	-	1	○					○					
中核市計	64,041	99	17	45	8	27	-	50	2	11	8		
総 計	272,882	1,284	434	414	197	163	17	316	329	77	87		

注: 1) 開催方法の「その他」は、都道府県と共催、他市の集団指導に参加、事業所向けサイトに掲載等である。

2) 欠席事業所への対応方法の「その他」は、資料をメールで送付、資料を窓口で配布等である。

3) 所管自治体数は一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

4) 東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

第3表 令和5年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					
			行政指導に 基づく改善報 告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	指定取消 ²⁾
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	129	37	27	－	3	3	15
	指定訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定訪問看護事業所	23	8	4	－	－	1	2
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1	1	－	－	－	－	－
	指定居宅療養管理指導事業所	2	1	－	－	－	－	－
	指定通所介護事業所	49	18	12	－	4	1	5
	指定通所リハビリテーション事業所	3	1	－	－	1	－	－
	指定短期入所生活介護事業所	47	27	7	－	3	－	－
	指定短期入所療養介護事業所	17	8	2	－	2	－	－
	指定特定施設入居者生活介護事業所	35	16	6	－	1	－	－
	指定福祉用具貸与事業所	7	1	5	2	－	－	5
	指定特定福祉用具販売事業所	7	1	4	－	－	1	3
施設 サ ー ビ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	101	50	25	－	2	－	－
	介護老人保健施設	37	18	7	－	1	1	－
	指定介護療養型医療施設	1	－	1	－	－	－	－
	介護医療院	4	－	1	－	1	－	－
指定 介護 予 防サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問看護事業所	14	7	3	－	－	1	－
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	2	1	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	3	1	－	－	1	－	－
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	33	23	5	－	3	－	－
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	15	7	1	－	2	－	－
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	16	10	－	－	－	－	－
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	5	1	3	－	－	－	3
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	6	1	4	－	－	1	3
	指定居宅介護支援事業所	82	41	14	1	7	1	5
	指定介護予防支援事業所	6	5	1	1	－	－	－
指定 地域 密着 型サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5	1	2	－	－	－	－
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型通所介護事業所	6	5	4	－	1	－	－
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	35	16	13	1	3	1	－
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	119	49	29	－	10	－	2
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	3	1	1	－	－	－	－
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	19	7	9	1	4	－	－
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	6	4	1	－	－	－	－
	指定地域密着型通所介護事業所	59	21	12	1	2	1	2
指定 地域 密着 型 サ ー ビ ス 予 防	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	6	4	5	－	1	－	－
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	17	11	5	－	2	1	－
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	77	37	16	－	7	－	2
日 常 生 活 支 援 ・ 予 防 サ ー ビ ス ・ 総 合 事 業	第1号訪問事業所	71	10	8	－	1	1	11
	第1号通所事業所	46	13	10	－	2	1	2
	第1号生活支援事業所	3	－	－	－	－	－	－
	第1号介護予防支援事業所	3	1	－	－	－	－	－
合 計		1,120	464	247	7	64	15	60

注：1) 立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2) 指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

第4表 令和5年度都道府県（一般市区町村含む）・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

（令和5年度）

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況（件数）							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 （公示）	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
北海道	40	18	21	—	—	—	—	—	1
青森県	1	1	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	10	3	—	—	—	1	—	—	—
宮城県	5	2	2	—	—	—	—	—	—
秋田県	8	7	—	—	—	—	—	—	—
山形県	8	1	—	—	5	—	—	—	1
福島県	4	1	1	1	1	—	—	—	—
茨城県	18	10	2	—	1	—	—	—	—
栃木県	10	8	2	—	—	—	—	—	—
群馬県	35	2	14	—	—	—	—	—	6
埼玉県	1	1	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	17	5	11	—	3	—	—	—	—
東京都	24	17	—	—	—	—	1	1	2
神奈川県	2	1	1	—	—	—	—	—	—
新潟県	5	—	1	—	1	—	—	—	—
富山県	9	1	—	—	—	—	—	—	—
石川県	17	9	—	—	3	—	—	—	2
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	2	1	—	—	1	—	—	—	—
長野県	1	—	1	—	—	—	—	—	—
岐阜県	13	5	—	—	1	—	—	—	—
静岡県	22	20	4	—	—	—	—	—	—
愛知県 ⁴⁾	25	10	10	—	—	—	—	—	1
三重県	3	2	—	—	—	—	—	—	—
滋賀県	13	4	2	—	1	—	—	—	—
京都府	2	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	3	—	2	—	—	1	—	—	2
兵庫県	25	19	—	—	2	—	—	—	—
奈良県	3	1	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県	7	—	4	—	—	1	—	—	4
鳥取県	3	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	40	24	10	—	1	—	—	—	—
広島県	55	32	5	4	—	—	—	—	—
山口県	3	1	2	—	—	—	—	—	—
徳島県	6	—	—	—	—	2	2	—	1
香川県	5	4	1	—	—	—	—	—	—
愛媛県	5	1	3	—	—	—	—	—	1
高知県	4	4	—	—	2	—	—	—	—
福岡県	2	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	13	1	3	—	1	—	—	—	4
長崎県	7	3	2	—	—	2	—	—	—
熊本県	17	6	7	—	2	—	—	—	—
大分県	9	—	—	—	1	—	—	—	—
宮崎県	9	10	2	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	12	9	1	—	—	—	—	—	1
沖縄県	9	—	2	—	—	—	—	—	—
都道府県計	532	244	116	5	26	7	3	1	26
（別 掲）	札幌市	35	21	13	—	—	—	—	—
	仙台市	14	5	10	—	—	—	—	—
	さいたま市	—	—	—	—	—	—	—	—
	千葉市	—	—	—	—	—	—	—	—
	横浜市	4	—	2	—	—	—	—	—
	川崎市	61	26	—	—	1	—	—	—
	相模原市	4	2	2	—	—	—	—	—
	新潟市	1	—	1	—	1	—	—	—
	静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—
	浜松市	—	—	—	—	—	—	—	—
	名古屋市	66	42	—	—	1	—	—	—
	京都市	7	—	—	—	—	—	—	—
	大阪市	23	9	—	—	6	—	—	3
	堺市	4	—	4	—	—	—	—	2
	神戸市	56	1	6	—	—	—	—	—
	岡山市	1	1	—	—	—	—	—	—
	広島市	—	—	—	—	3	—	—	—
	北九州市	3	—	2	—	—	—	1	—
	福岡市	8	9	19	—	3	—	—	2
	熊本市	4	4	—	—	2	—	—	2
	指定都市計	291	120	59	—	17	—	1	9

第4表 令和5年度都道府県（一般市区町村含む）・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

（令和5年度）

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況（件数）							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 （公示）	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
（別 掲）	函館市	10	2	2	—	2	—	—	—
	旭川市	33	13	4	—	2	—	—	—
	青森市	—	—	—	—	—	—	—	—
	八戸市	4	—	6	—	—	—	—	—
	盛岡市	—	—	—	—	—	—	—	—
	秋田市	—	—	—	—	—	—	—	—
	山形市	1	—	—	—	—	—	—	—
	福島市	3	—	—	—	—	—	—	—
	郡山市	3	3	2	—	—	—	—	—
	いわき市	5	—	—	2	—	—	—	—
	水戸市	—	—	—	—	—	—	—	—
	宇都宮市	1	1	—	—	—	—	—	—
	前橋市	—	—	—	—	—	—	—	—
	高崎市	3	2	3	—	—	—	—	—
	川越市	—	—	—	—	—	—	—	—
	川口市	—	—	—	—	—	—	—	—
	越谷市	3	2	—	—	—	—	—	—
	船橋市	8	6	6	—	—	—	—	—
	柏市	6	6	—	—	—	—	—	—
	八王子市	6	—	2	—	—	—	—	2
	横須賀市	2	2	2	—	—	—	—	—
	富山市	1	—	1	—	—	—	—	—
	金沢市	1	1	—	—	—	—	—	—
	福井市	—	—	—	—	—	—	—	—
	甲府市	6	—	1	—	—	—	1	4
	長野市	1	—	1	—	—	—	—	—
	松本市	11	1	1	—	—	—	—	—
	岐阜市	8	4	—	—	—	—	—	—
	豊橋市 （東三河広域連合）	3	—	3	—	—	—	—	—
	岡崎市	3	2	—	—	1	—	—	—
	一宮市	12	6	4	—	—	—	—	6
	豊田市	—	7	4	—	—	—	—	—
	大津市	—	3	—	—	—	—	—	—
	豊中市	1	1	—	—	—	—	—	—
	吹田市	12	3	7	—	—	—	—	—
	高槻市	11	3	1	—	3	—	—	3
	枚方市	2	—	—	—	—	—	—	—
	八尾市	—	—	—	—	2	—	—	—
	寝屋川市	—	—	—	—	—	—	—	—
	東大阪市	11	—	—	—	—	—	—	3
	姫路市	29	1	2	2	2	—	—	1
	尼崎市	17	12	—	—	2	—	—	—
	明石市	—	—	—	—	—	—	—	—
	西宮市	18	4	2	—	—	8	—	—
	奈良市	—	—	2	—	1	—	—	—
	和歌山市	19	5	—	—	1	4	—	2
	鳥取市	11	—	7	—	3	—	—	—
	松江市	6	—	5	—	—	—	—	—
	倉敷市	2	—	—	—	2	—	—	—
	呉市	1	1	—	—	—	—	—	—
	福山市	—	—	—	—	—	—	—	—
	下関市	2	1	—	—	—	—	—	1
	高松市	6	4	2	—	—	—	—	—
	松山市	—	—	—	—	2	—	—	—
	高知市	4	—	2	—	2	—	—	—
	久留米市	1	—	—	—	—	—	—	—
	長崎市	6	—	—	—	—	—	—	—
	佐世保市	—	—	—	—	—	—	—	—
	大分市	—	—	—	—	—	—	—	—
	宮崎市	2	2	—	—	2	—	—	—
	鹿児島市	2	2	—	—	—	—	—	—
	那覇市	—	—	—	—	—	—	—	—
	中核市計	297	100	72	2	21	8	12	22
	総 計	1,120	464	247	7	64	15	15	57

注： 1）立入検査事業所数と監査結果の状況（件数）の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2）監査の結果、行政処分を行うために聴聞通知等を発出しようとしていたが、発出前に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

3）聴聞通知等を発出した日から実際に処分をする間に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

4）東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

第5表 令和5年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	3	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	4	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設サービス保険	指定介護老人福祉施設	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	7	1	3	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	3	1	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	10	-	6	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	2	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介護予防地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	7	-	3	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	2	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		64	15	22	10	-	-	9	3	31	-	-	-	2	2
		79		32		40		12		31		-		4	

第6表 令和5年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	15	14	-	-	1	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	1	-	-	-	-	1
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	4	-	-	1	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	5	4	1	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	3	3	-	-	-	-	-
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	5	2	1	1	1	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	11	10	-	-	1	-	-
	第1号通所事業所	2	-	-	-	2	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		60	50	2	1	6	-	1

注: 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

第7表 令和5年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止（一部・全部）件数

介護サービスの種類		指定の効力の 停止件数			効力の停止事由(複数回答)																		
					人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった		設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった		要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した		介護給付費の 請求に関して 不正があった		帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした		質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた		不正の手段 により 指定を受けた		介護保険法その 他保健医療若しく は福祉に関する 法律に基づく 命令に違反した		その他		
					(根拠条文例) 第77条第1項																		
					第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外		
					一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
指定 居宅 サ－ ビ ス	指定訪問介護事業所	6	3	3	－	1	－	－	－	－	3	2	－	1	－	1	－	1	1	－	－	－	－
	指定訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定訪問看護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	
	指定訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定通所介護事業所	5	4	1	1	1	1	1	－	3	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定短期入所生活介護事業所	3	3	－	－	－	－	1	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定短期入所療養介護事業所	2	2	－	2	－	－	－	－	2	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定特定福祉用具販売事業所	1	－	1	1	－	－	－	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
施設 サ－ 介 護 ビ ス 、 療 養 所	指定介護老人福祉施設	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	
	介護老人保健施設	2	1	1	1	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	介護医療院	1	1	－	1	－	－	－	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
指定 介 護 予 防 サ－ ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防訪問看護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	1	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	3	3	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	2	2	－	2	－	－	－	－	2	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
指定 居 宅 介 護 支 援 サ－ ビ ス	指定居宅介護支援事業所	8	7	1	－	－	4	1	1	－	5	1	1	1	－	1	－	－	－	1	－	－	
	指定介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
指定 地 域 密 着 型 サ－ ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	1	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	4	3	1	1	－	1	－	2	－	1	1	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	10	10	－	1	－	－	－	8	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	4	4	－	1	－	1	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型通所介護事業所	3	2	1	1	－	1	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	防 着 指 定 サ ー 介 護 サ ー ビ ス 、 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	1	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		3	2	1	1	－	－	－	1	－	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		7	7	－	1	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	
生 活 介 護 支 援 防 犯 ・ 合 計 事 業 所	第1号訪問事業所	2	1	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	
	第1号通所事業所	3	2	1	1	－	1	－	－	－	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	第1号生活支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	第1号介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合 計		79	64	15	18	2	9	2	23	1	26	11	8	3	5	3	4	3	9	－	1	－	

注：複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

第8表 令和5年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類		指定取消件数	取消事由(複数回答)								
			人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなかった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他
			(根拠条用例) 第77条第1項								
			第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	15	5	3	－	13	8	5	2	2	2
	指定訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定訪問看護事業所	2	1	－	－	1	－	－	1	－	－
	指定訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定通所介護事業所	5	1	1	－	5	4	2	－	1	2
	指定通所リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定短期入所生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定短期入所療養介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定福祉用具貸与事業所	5	4	2	－	－	1	1	4	1	－
	指定特定福祉用具販売事業所	3	2	1	－	－	1	1	3	－	－
指定介護保険施設	指定介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	3	2	1	－	－	1	1	3	－	－
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	3	2	1	－	－	1	1	3	－	－
	指定居宅介護支援事業所	5	－	1	－	4	2	2	－	－	2
	指定介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型通所介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	2	1	1	2	－	1	2	－	－	－
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定地域密着型通所介護事業所	2	2	1	1	2	－	－	1	1	1
型指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2	1	1	2	－	1	2	－	－	－
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	11	4	2	－	5	3	4	2	5	－
	第1号通所事業所	2	－	－	－	2	－	－	－	－	－
	第1号生活支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	第1号介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計		60	25	15	5	32	23	21	19	10	7

注: 複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

第9表 令和5年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止				
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	6	1	1	－	1	1	2	－	－	
	指定訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定訪問看護事業所	1	－	－	－	－	1	－	－	－	
	指定訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定通所介護事業所	5	2	2	－	－	－	1	－	－	
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	－	－	－	－	－	－	－	
	指定短期入所生活介護事業所	3	2	1	－	－	－	－	－	－	
	指定短期入所療養介護事業所	2	1	1	－	－	－	－	－	－	
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	－	－	－	－	－	－	－	
	指定福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定特定福祉用具販売事業所	1	－	－	－	－	1	－	－	－	
指定介護サービス保険施設	指定介護老人福祉施設	2	1	1	－	－	－	－	－	－	
	介護老人保健施設	2	1	－	－	－	－	－	－	1	
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	介護医療院	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防訪問看護事業所	1	－	－	－	－	1	－	－	－	
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	1	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	3	2	1	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	2	1	1	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	－	－	－	－	1	－	－	－	
	指定居宅介護支援事業所	8	1	6	－	－	－	－	－	1	
	指定介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	4	1	1	－	1	1	－	－	－	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	10	1	9	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	4	2	2	－	－	－	－	－	－	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	指定地域密着型通所介護事業所	3	2	－	－	－	1	－	－	－	
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	3	1	－	－	1	1	－	－	－	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	7	1	6	－	－	－	－	－	－	
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	2	－	1	－	－	1	－	－	－	
	第1号通所事業所	3	2	－	－	－	1	－	－	－	
	第1号生活支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	第1号介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計		79	25	44	36	－	3	10	3	－	2

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成25年度～令和5年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成25年度～令和5年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成25年度～令和5年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成25年度～令和5年度)

都道府県名	平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
北海道	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	5	1	3	2	4	-
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
宮城県	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	5	-
福島県	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	2	1	-	-	3	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
栃木県	4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	-	-	1	-	-	-
埼玉県	2	-	-	-	1	1	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	2	-	-	-	-	-
千葉県	4	2	7	7	1	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-
東京都	1	1	8	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1	-	-
神奈川県	3	-	4	-	3	2	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	2	1	-	-	1	-
新潟県	3	-	2	-	3	-	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	5	-	2	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
長野県	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	2	-	-	-	1	-
静岡県	10	-	3	2	2	-	1	4	-	3	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-
愛知県	10	-	6	-	9	1	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	2	-	1	-	2	-
三重県	7	2	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
京都府	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	2	2	-	4	9	3
兵庫県	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	1	3	3	-	4	2
奈良県	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
和歌山県	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-
島根県	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	1	1	3	-
広島県	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	-	-	2	-	3	-
山口県	-	-	-	2	-	-	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
香川県	-	1	-	4	-	-	2	4	8	6	3	1	1	-	-	-	3	4	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
高知県	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-	4	-	1	1	1	-	2	2
福岡県	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-
佐賀県	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	-	1	-
長崎県	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2
熊本県	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	4	-
大分県	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
宮崎県	4	-	-	-	5	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-
鹿児島県	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	-	-
沖縄県	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	83	26	83	35	66	42	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	32	17	34	14	64	15
	109		118		108		103		88		74		75		49		49		48		79	

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成25年度～令和5年度)

都道府県名	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
北海道	2	-	-	5	-	1	4	-	10	1	1
青森県	-	4	11	4	-	-	3	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	2	1	-	1	3	-	-	1	-	-	-
秋田県	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-
山形県	-	-	1	-	3	-	-	-	2	-	1
福島県	4	-	2	-	2	-	4	3	2	-	-
茨城県	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	3	6	5	3	11	1	2	4	2	1	6
埼玉県	2	-	1	4	13	4	2	-	2	-	-
千葉県	3	13	2	-	-	1	-	2	-	4	-
東京都	-	-	-	5	-	5	8	-	-	-	5
神奈川県	12	4	10	10	14	1	-	-	-	-	-
新潟県	2	-	-	1	-	2	2	4	1	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2
福井県	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	5
長野県	-	2	1	-	-	-	-	-	4	-	-
岐阜県	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	4	1	-	4	7	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	5	5	14	8	2	2	3	2	10	7
三重県	3	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
滋賀県	-	10	-	-	-	-	4	-	3	1	-
京都府	-	8	6	2	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	12	7	25	34	48	16	11	14	2	8	13
兵庫県	4	10	9	1	5	13	3	6	1	7	1
奈良県	-	-	2	4	3	-	4	-	6	-	-
和歌山県	-	-	-	3	4	3	3	3	2	-	6
鳥取県	-	-	6	5	3	-	-	-	-	-	-
島根県	-	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-
岡山県	2	-	-	-	3	-	-	-	14	-	-
広島県	12	2	5	9	10	-	5	4	-	-	-
山口県	3	2	3	-	-	-	-	-	-	-	1
徳島県	9	2	2	3	-	5	8	3	-	2	1
香川県	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	1
高知県	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-
福岡県	2	-	4	7	13	14	2	5	-	-	3
佐賀県	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	4
長崎県	9	-	6	7	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	4	-	7	2	-	-	-	2
大分県	1	6	2	-	-	1	-	5	-	-	-
宮崎県	2	-	2	5	-	-	1	-	-	1	-
鹿児島県	-	-	-	-	3	2	4	-	-	-	1
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	109	94	119	141	169	79	78	60	56	38	60

注:1)聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

2)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

3)平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成26年度～令和5年度)
(令和5年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等 事業所数	2) 返還対象 延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成26年度	212	161	713	568	92	54
平成27年度	227	210	494	299	162	34
平成28年度	244	219	772	487	160	125
平成29年度	257	252	1,097	792	275	13
平成30年度	153	207	971	686	79	191
令和元年度	153	217	572	283	127	160
令和2年度	109	124	473	307	29	137
令和3年度	105	101	475	189	43	244
令和4年度	86	112	346	235	8	103
令和5年度	139	121	349	203	0	146

- 注: 1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。
 2) 1つの介護サービス事業所に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。
 3) 返還請求額には、加算金の額を含む。
 4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1.業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156	159	165	166	175	197
都道府県所管	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549	43,427	43,892	43,892
指定都市所管	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923	14,536	15,231	16,256
中核市所管	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005	11,727	12,727	12,780
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555	3,265	3,401	3,810
合計	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197	73,121	75,426	76,935

2.業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	198 (1)	215 (2)	326 (10)	10 (-)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	3 (-)	22 (1)	18 (-)	919 (21)
都道府県所管	4,188 (169)	5,257 (42)	5,558 (154)	5,103 (174)	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	3,685 (366)	3,723 (236)	5,036 (159)	60,723 (2,552)
指定都市・中核市所管	160 (47)	525 (55)	385 (30)	1,880 (114)	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	2,938 (63)	3,534 (78)	3,649 (137)	23,062 (1,065)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	273 (73)	212 (37)	275 (27)	236 (38)	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	129 (10)	190 (12)	236 (22)	2,734 (490)
合計	4,819 (290)	6,209 (136)	6,544 (221)	7,229 (326)	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	6,755 (439)	7,469 (327)	8,939 (318)	78,499 (3,810)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3.業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	3 (3)	6 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (22)
都道府県所管	24 (18)	37 (26)	40 (37)	38 (35)	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	16 (12)	19 (15)	22 (16)	345 (249)
指定都市・中核市所管	- (-)	3 (3)	1 (1)	15 (10)	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	21 (10)	4 (2)	17 (10)	121 (66)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	- (-)	3 (3)	2 (-)	4 (-)	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	2 (2)	9 (3)	1 (1)	49 (10)
合計	27 (21)	49 (36)	46 (41)	61 (49)	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	41 (26)	32 (20)	41 (28)	498 (319)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和5年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R5.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	54	45	－	2	4	－	3
	中	94	76	－	7	8	－	3
	小	49	40	2	1	2	－	4
	合計	197	161	2	10	14	－	10
(2)都道府県所管	大	30	12	－	1	16	－	1
	中	1,157	331	8	215	538	4	61
	小	42,705	28,400	1,952	4,077	5,627	1,161	1,488
	合計	43,892	28,743	1,960	4,293	6,181	1,165	1,550
(3)指定都市所管	大	1	－	－	－	1	－	－
	中	121	19	1	21	70	1	9
	小	16,134	12,851	644	1,214	942	10	473
	合計	16,256	12,870	645	1,235	1,013	11	482
(4)中核市所管	大	－	－	－	－	－	－	－
	中	86	7	－	20	51	－	8
	小	12,694	9,599	506	1,140	1,095	24	330
	合計	12,780	9,606	506	1,160	1,146	24	338
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	19	17	－	－	－	－	2
	中	41	21	2	9	9	－	－
	小	3,750	2,684	336	187	358	53	132
	合計	3,810	2,722	338	196	367	53	134
総 合 計 (1)～(5)	大	104	74	－	3	21	－	6
	中	1,499	454	11	272	676	5	81
	小	75,332	53,574	3,440	6,619	8,024	1,248	2,427
	総計	76,935	54,102	3,451	6,894	8,721	1,253	2,514

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和5年度)

	指定等を受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (R5.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和5年度)	令和5年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面方式		うち面談方式(オンライン含む)		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	大	54	4	－	－	4	－	4	－
	中	94	8	－	－	6	－	6	－
	小	49	8	－	－	8	－	8	－
	(合計)	197	20	－	－	18	－	18	－
(2)都道府県所管	大	30	4	4	－	3	－	7	－
	中	1,157	224	177	3	60	－	237	3
	小	42,705	5,556	3,232	136	1,560	20	4,792	156
	(合計)	43,892	5,784	3,413	139	1,623	20	5,036	159
(3)指定都市所管	大	1	1	1	－	－	－	1	－
	中	121	28	13	－	5	－	18	－
	小	16,134	2,127	1,665	28	202	3	1,867	31
	(合計)	16,256	2,156	1,679	28	207	3	1,886	31
(4)中核市所管	大	－	－	－	－	－	－	－	－
	中	86	12	9	1	2	－	11	1
	小	12,694	1,863	1,212	82	540	32	1,752	114
	(合計)	12,780	1,875	1,221	83	542	32	1,763	115
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	大	19	1	－	－	1	1	1	1
	中	41	1	1	－	－	－	1	－
	小	3,750	244	164	5	70	16	234	21
	(合計)	3,810	246	165	5	71	17	236	22
総 合 計 (1)～(5)	大	104	10	5	－	8	1	13	1
	中	1,499	273	200	4	73	－	273	4
	小	75,332	9,798	6,273	251	2,380	71	8,653	322
	(総計)	76,935	10,081	6,478	255	2,461	72	8,939	327

第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和5年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和5年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	-	-	-	-	-
	中	1	-	1	-	1
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	1	-	1	-	1
(2)都道府県所管	大	-	-	-	-	-
	中	2	1	1	-	2
	小	20	2	12	-	14
	(合計)	22	3	13	-	16
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	2	1	1	-	2
	小	2	-	1	-	1
	(合計)	4	1	2	-	3
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	13	3	4	-	7
	(合計)	13	3	4	-	7
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(合計)	1	-	1	-	1
総 合 計 (1)～(5)	大	-	-	-	-	-
	中	5	2	3	-	5
	小	36	5	18	-	23
	(総計)	41	7	21	-	28

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(令和5年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査 の対象となる 施設数 (休止中を 除く)	一般監査の状況			特別監査の状況					
				計画数	実施数	監査結果	実施数	監査結果				
						改善報告 を求めたも の		改善報告 を求めたも の	改善命令	事業停止 命令	事業廃止 命令	認可取消
養護老人 ホーム	地方公共団体	191	182	81	46	20	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	756	726	274	232	72	4	2	0	0	0	0
	小計	947	908	355	278	92	4	2	0	0	0	0
特別養護老 人ホーム	地方公共団体	313	298	96	80	28	3	3	1	0	0	0
	社会福祉法人	10,166	9,914	3,560	3,074	1,140	27	21	1	0	0	0
	小計	10,479	10,212	3,656	3,154	1,168	30	24	2	0	0	0
合 計	地方公共団体	504	480	177	126	48	3	3	1	0	0	0
	社会福祉法人	10,922	10,640	3,834	3,306	1,212	31	23	1	0	0	0
	計	11,426	11,120	4,011	3,432	1,260	34	26	2	0	0	0

(5) 市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(令和5年度)

都道府県名	所管市町村数	指導の状況								
		集団指導			事務指導			合同指導		
		回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由
北海道	179	1	151	—	32	32	—	30	30	—
青森県	38	0	0	①	0	0	①	0	0	①
岩手県	36	1	34	—	3	3	—	1	1	—
宮城県	34	1	23	—	5	5	—	0	0	①
秋田県	24	0	0	③	0	0	③	2	2	—
山形県	34	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
福島県	56	1	25	—	0	0	⑦	0	0	⑦
茨城県	44	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
栃木県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
群馬県	33	1	29	—	0	0	⑤	10	7	—
埼玉県	59	0	0	⑦	0	0	⑥	0	0	⑦
千葉県	51	1	50	—	7	7	—	0	0	⑤
東京都	61	0	0	⑦	0	0	⑥	0	0	⑤
神奈川県	29	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
新潟県	29	1	29	—	0	0	③	0	0	③
富山県	8	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
石川県	18	0	0	⑤	11	11	—	0	0	⑤
福井県	16	1	12	—	0	0	⑤	0	0	⑤
山梨県	27	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
長野県	63	1	52	—	0	0	⑤	0	0	⑤
岐阜県	42	0	0	⑤	8	8	—	0	0	⑤
静岡県	35	2	35	—	11	11	—	0	0	⑤
愛知県 ²⁾	42	0	0	⑤	13	13	—	39	39	—
三重県	29	1	18	—	3	3	—	0	0	⑤
滋賀県	19	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
京都府	25	1	2	—	2	1	—	5	3	—
大阪府	35	2	70	—	0	0	⑤	33	16	—
兵庫県	36	1	1	—	12	12	—	0	0	⑤
奈良県	39	1	20	—	0	0	①	0	0	①
和歌山県	30	0	0	①	2	2	—	1	1	—
鳥取県	12	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
島根県	10	0	0	②	0	0	②	0	0	②
岡山県	25	1	25	—	2	2	—	2	2	—
広島県	20	2	20	—	4	4	—	2	2	—
山口県	18	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
徳島県	24	9	24	—	0	0	⑦	0	0	⑦
香川県	16	0	0	⑥	0	0	⑥	2	2	—
愛媛県	19	3	19	—	10	10	—	0	0	⑤
高知県	29	0	0	③	5	5	—	0	0	③
福岡県	26	1	20	—	5	5	—	5	5	—
佐賀県	7	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
長崎県	21	0	0	③	0	0	③	0	0	③
熊本県	45	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
大分県	18	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
宮崎県	25	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
鹿児島県	42	1	42	—	12	12	—	17	10	—
沖縄県	40	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
都道府県計	1,592	34	701	—	147	146	—	149	120	—

注:1)自治体数は一般市町村及び広域連合を含めた数である。

2)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

指導を実施していない理由の項目

① 新型コロナウイルス感染症の影響によるもの
② 担当職員が業務多忙のため
③ 職員の人員不足のため
④ 職員の知識・ノウハウ不足のため
⑤ 当該年度は計画が無かったため
⑥ 資料の確認または電話のみによる指導を行ったため
⑦ その他

項目別集計	集団指導	事務指導	合同指導
①	2	2	3
②	1	1	1
③	4	4	4
④	0	0	0
⑤	12	13	19
⑥	3	5	2
⑦	4	4	5
合計	26	29	34